

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業 仮事業契約書

- 1 契約件名 立川市新学校給食共同調理場整備運営事業
- 2 契約金額 落札金額（ただし、立川市新学校給食共同調理場整備運営事業事業契約約款（案）（以下「約款」という。）に定める方法による金利変更、物価変動及び食数変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額とし、その内訳額は約款に定めるところによる）
- 3 本契約日 本案件が立川市議会において可決された日から7日以内
- 4 事業期間 本契約の締結日から令和20年7月31日まで
- 5 契約保証金 約款第37条及び第59条に定めるところによる

上記契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定に基づき、立川市議会において契約議案が可決された後、本契約を締結するものであるから、それまでの間仮契約を締結するものである。

令和3年5月31日

市 立川市泉町1156番地の9
立川市
立川市長 清水 庄平 印

事業者 立川市錦町一丁目2番11号
株式会社立川学校給食サービス
代表取締役 山本 徳憲 印